



発行 新潟県

第6号

令和3年1月22日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目次

告示

- 57 知事指定薬物の指定 (医務薬事課)
- 58 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更 (食品・流通課)
- 59 県営土地改良事業の工事完了 (農地整備課)
- 60 道路の区域変更 (道路管理課)
- 61 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定 (河川管理課)
- 62 建築基準法による公開の意見聴取 (建築住宅課)
- 63 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)

公告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見 (商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見 (商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見 (商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見 (商業・地場産業振興課)

病院局公告

新潟県立病院医事業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集 (病院局業務課)

告示

◎新潟県告示第57号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和3年1月22日

新潟県知事 花角 英世

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート (通称名: 5F-EDMB-PINACA) 及びその塩類
- (2) メチル=[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート (通称名: AMB-FUBICA, MMB-FUBICA) 及びその塩類
- (3) (8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド (通称名: 1cP-LSD) 及びその塩類
- (4) メチル=3-メチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]ブタノアート (通称名: MMB-022, AMB-4en-PICA, MMB-4en-PICA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和2年1月23日

◎新潟県告示第58号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和3年1月22日

新潟県知事 花角 英世

| | | | | | | | | |
|------------|--|----------------|------------|------------|------------|-----------|-------|------------|
| 登録番号 | 15035 | 登録年月日 | 平成18年3月23日 | | | | | |
| 登録検査機関の名称 | 株式会社 千手 | | | | | | | |
| 代表者氏名 | 代表取締役 榎間 英樹 | | | | | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 新潟県十日町市中屋敷581 | | | | | | | |
| 登録の区分 | 品位等検査 | | | | | | | |
| 農産物の種類 | 国内産玄米、国内産大豆 | | | | | | | |
| 農産物検査を行う区域 | 農産物検査員 | | | | 成分検査業務受委託先 | | | |
| | 氏名 | 住所 | 農産物の種類 | 証明書番号 | 受委託の区分 | 登録検査機関の名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
| 新潟県 | 星名 徹 | 新潟県十日町市木落635-2 | 玄米 | K152020005 | | | | |
| 備考 | 略称『(株)千手』 令和3年1月22日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計3名。 | | | | | | | |

◎新潟県告示第59号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年1月22日

新潟県知事 花角 英世

| | | | |
|------|------------------------|------|------------|
| 地区名 | 事業名 | 市町村名 | 完了年月日 |
| 川東中央 | 区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業 | 長岡市 | 令和2年12月24日 |

◎新潟県告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町塩沢線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----------------|------|---------------|-----------|
| 十日町市字むじな田戊7番2から | 新 | 13.0~18.8メートル | 120.0メートル |
| 同市字むじな田戊9番1まで | 旧 | 13.7~18.8メートル | 120.0メートル |

◎新潟県告示第61号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

阿賀野川水 安野川

信濃川水系 佐梨川

羽茂川水系 羽茂川

2 指定年月日

令和3年1月22日

◎新潟県告示第62号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第1項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和3年1月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 日時

令和3年2月5日（金）午後7時00分から

2 場所

南魚沼市大和公民館 2階 大会議室

南魚沼市浦佐5175番地1

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

(2) 申請地

南魚沼市浦佐5278番6

(3) 主要用途

学校給食センター

(4) 工事種別

増築

(5) 構造・規模

鉄骨造ほか 地上2階（うち、増築部分 木造 地上1階）

建築面積 985.68平方メートル（うち、増築部分 39.67平方メートル）

延べ面積 1,020.95平方メートル（うち、増築部分 39.67平方メートル）

◎新潟県告示第63号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年1月22日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和3年1月7日

3 指定道路の位置等

| 位 置 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---------------|----------|----------|
| 燕市吉田本所字本途30番1 | 6.00 | 24.59 |

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年1月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 D i a P l a z a長岡
所在地 長岡市城内二丁目3番地1 外
設置者 株式会社大和地所
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称）に関する届出
公告日 令和2年8月14日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和3年1月22日から令和3年2月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年1月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡マーケットモール
所在地 長岡市古正寺町字中割203 外
設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和2年8月14日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和3年1月22日から令和3年2月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年1月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 イオン下門前店
所在地 上越市下門前1870番地 外
設置者 株式会社五頭 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（小売業者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、荷さばきを行うことができる時間帯）に関する届出
公告日 令和2年9月1日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
騒音の発生に係る事項について、関係法令を遵守し、周辺的生活環境の保全に努めるとともに、苦情が発生した場合は、速やかに対策を実施すること。
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和3年1月22日から令和3年2月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年1月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 イオン上越寺店
所在地 上越市寺157番地2 外
設置者 株式会社五頭
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（小売業者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯）に関する届出
公告日 令和2年9月1日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
騒音の発生に係る事項について、関係法令を遵守し、周辺的生活環境の保全に努めるとともに、苦情が発生した場合は、速やかに対策を実施すること。
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和3年1月22日から令和3年2月22日まで

病院局公告

新潟県立病院医事業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集について（公告）

新潟県立病院医事業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

令和3年1月22日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院医事業務委託

(2) 委託場所

委託場所は、下記に掲げる新潟県立病院である。

| 病 院 名 | 所 在 地 |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 新潟県立松代病院 | 十日町市松代3592-2 |
| 新潟県立柿崎病院 | 上越市柿崎区柿崎6412-1 |
| 新潟県立津川病院 | 東蒲原郡阿賀町津川200 |
| 新潟県立妙高病院 | 妙高市大字田口147-1 |
| 新潟県立リウマチセンター | 新発田市本町1-2-8 |
| 新潟県立坂町病院 | 村上市下鍛冶屋589 |
| 新潟県立加茂病院 | 加茂市青海町1-9-1 |
| 新潟県立十日町病院 | 十日町市高山32-9 |
| 新潟県立中央病院 | 上越市新南町205 |
| 新潟県立吉田病院 | 燕市吉田大保町32-14 |
| 新潟県立がんセンター新潟病院 (がん予防センター) | 新潟市中央区川岸町2-15-3 (新潟市中央区川岸町2-10-1) |
| 新潟県立新発田病院 | 新発田市本町1-2-8 |
| 新潟県立精神医療センター | 長岡市寿2-4-1 |

(3) 委託期間

契約締結日は令和3年4月(予定)とし、業務委託期間は令和3年10月1日から令和7年9月30日までとする。

(4) 委託業務の内容

委託する業務は、上記(2)の病院における医事業務である。詳細は新潟県立病院医事業務委託仕様書に定める。

2 参加表明・提案者に求める資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

(1) 次のいずれにも該当しない者。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされた者

エ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 新潟県内に本店又は支店を有していること。

(3) 新潟県税について未納がないこと。

(4) 以下のいずれかを満たすこと

ア 入院・入院外の会計及び診療報酬請求事務について、日本国内の一般病床250床以上の病院の受託実績を、過去5年間(平成28年10月1日から令和3年9月30日とする。令和2～3年度は見込み。)に3年以上有していること

イ 入院・入院外の会計及び診療報酬請求事務について、日本国内の一般病床250床以上の病院での勤務経験を過去5年間(平成28年10月1日から令和3年9月30日とする。令和2～3年度は見込み。)に3年以上有していること

している従業員を、新潟県立中央病院、新潟県立新発田病院、新潟県立がんセンター新潟病院においてそれぞれ5割以上確保できる見込みがあること

- (5) 入院・入院外の会計及び診療報酬請求事務について、過去5年間（平成28年10月1日から令和3年9月30日とする。令和2～3年度は見込み。）に、150床未満の病院の受託実績をそれぞれ3年以上有していること

3 手続等

(1) 実施要項等の交付

ア 交付期間

令和3年1月22日（金）から令和3年2月12日（金）

土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 交付方法

交付場所での直接交付とする。（郵送による交付は行わない。）

(2) 参加申込及び参加資格の確認結果通知

ア 提出期限

令和3年1月22日（金）から令和3年2月12日（金）午後5時まで

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

(3) 質問書の提出期限、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 提出期限

(7) 参加資格に関する質問：令和3年1月29日（金）午後3時まで

(4) 提案書等に関する質問：令和3年2月24日（水）午後3時まで

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

実施要項及び仕様書等についての質問は、質問書を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後に提出先まで電話にて受信確認を行うこと。

エ 回答方法

質問に対する回答は、以下の日程までに電子メールにより行う。なお、質問の回答は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(7) 参加資格に関する質問：令和3年2月1日（月）

(4) 提案書等に関する質問：令和3年2月26日（金）

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和3年3月2日（火）午後5時まで

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

4 審査、失格及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院医事業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された提案書及びヒアリング等の内容から総合的に評価して、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定委員会において特定する。なお、審査にあたって、提案内容の確認を必要とする場合は、別途実地調査等を実施する。

(2) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とする。

(7) 参加表明書提出後、実施要項4の参加資格要件を満たさないことが判明した者

(4) 提出書類に虚偽を記載して提出した者

(7) 提案書の提出期限に遅れた者

(エ) プレゼンテーションの実施時間に遅れた者

(オ) 本件プロポーザルを公告した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、選定委員会の委員長及び委員並びに事務局職員に対して、直接的又は間接的に本選定に関して援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(カ) 参加表明書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、法人、その代表者及び従業員が社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと選定委員会が認めた者

イ 次のいずれかに該当する者は失格とすることがある。

(フ) 実施要項に適合しない書類を提出した者

(ヘ) 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(3) 結果の通知

選定委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 新潟県立病院医事業務委託に係るプロポーザル実施要項及び選定委員会が要求した内容以外の書類等は受領しない。

(3) 提出された参加表明書、提案書及び資料は返却しない。

(4) 参加表明書及び提案書等の作成、提出及びヒアリングに係る費用は、参加表明書の提出者及び提案者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書、提案書及び資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。

(6) 提出された参加表明書、提案書、資料及びその複製は前号以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(7) 契約の締結等その他詳細については、実施要項に定める。

6 問い合わせ窓口

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5557

電子メール ngt400020@pref.niigata.lg.jp